

海老名市教育委員会

(令和3年 2月 臨時会議事日程)

日時 令和3年2月15日(月)

午後2時30分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

- 日程第 1 報告第 4 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第 4 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第14号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 3 議案第 5 号 令和3年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 4 議案第 6 号 海老名市奨学金条例の一部改正に関する意見の申し出について
- 日程第 5 議案第 7 号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に関する意見の申し出について

報告第4号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し一部改正をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正したため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

1 概要

教育委員会 10 月定例会において議決をいただき、令和2年11月5日に公布を行った「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）」の内容に誤りがあったため、その一部改正を行った。

2 改正内容

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の別表第1、上星小学校の項に「上今泉二丁目」を加える趣旨を記載すべきところを、「上今泉二丁目」を削りと誤って記載していた。

そのため、同表同項に上今泉二丁目が規定されるよう、以下のとおり改正した。

改正前	改正後
「上今泉二丁目」を削り	「上今泉一丁目」を「上今泉一丁目 上今泉二丁目」に改め

3 教育長の臨時代理

標記規則は令和2年11月5日に公布したものであり、その訂正について急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、一部改正をした。

4 施行期日

公布の日から施行する。

※令和3年2月10日付で公布し、同日付で施行した。



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月10日

海老名市教育委員会

教育長



伊藤文康

海老名市教育委員会規則第1号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校通学区域の表上星小学校の項の改正規定中「上今泉二丁目」を削

「
「
り」」を 「 上今泉一丁目 を 「 上今泉一丁目
上今泉二丁目 に改め に改める。
」
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1小学校通学区域の表有鹿小学校の項中「河原口一丁目」を「河原口一丁目1番から25番まで、27番」に改め、同表上星小学校の項中「<u>上今泉一丁目</u>」を「<u>上今泉一丁目</u>」に改め、同表中新田小学校の項中「河原口一丁目26番の一部」を「河原口一丁目26番」に改め、同表今泉小学校の項中「上今泉二丁目」を削る。</p> <p>別表第2中「<u>上今泉二丁目</u>」を「<u>国分北一丁目2番から41番まで</u>」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1小学校通学区域の表有鹿小学校の項中「河原口一丁目」を「河原口一丁目1番から25番まで、27番」に改め、同表上星小学校の項中「<u>上今泉二丁目</u>」を削り、同表中新田小学校の項中「河原口一丁目26番の一部」を「河原口一丁目26番」に改め、同表今泉小学校の項中「上今泉二丁目」を削る。</p> <p>別表第2中「<u>上今泉二丁目</u>」を「<u>国分北一丁目2番から41番まで</u>」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則反映後

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）		旧（現行）	
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則		海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条から第20条まで 略		第1条から第20条まで 略	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
小 学 校 通 学 区 域		小 学 校 通 学 区 域	
学 校 名	通 学 区 域	学 校 名	通 学 区 域
(略)		(略)	
有鹿小学校	河原口一丁目 <u>1番から25番まで、27番</u> 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から989番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町1番、6番、7番	有鹿小学校	河原口一丁目 _____ 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から989番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町1番、6番、7番
(略)		(略)	
上星小学校	国分北二丁目 8番から23番まで 上今泉一丁目 <u>上今泉二丁目</u> 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで	上星小学校	国分北二丁目 8番から23番まで 上今泉一丁目 _____ 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉六丁目20番から39番まで、47番から51番まで

(略)	
中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目 中新田376番地から540番地まで 河原口一丁目26番 河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで
(略)	
今泉小学校	国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 めぐみ町 2番から 5番まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 _____ 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目
(略)	

(略)	
中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目 中新田376番地から540番地まで 河原口一丁目26番の一部 河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで
(略)	
今泉小学校	国分北一丁目 2番から41番まで 国分北二丁目 1番から 7番まで 上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 扇町 めぐみ町 2番から 5番まで 下今泉一丁目 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉二丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 泉一丁目 泉二丁目
(略)	

議案第4号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

別紙のとおり、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和3年2月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に係る部分に関して、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したため

議案第5号

令和3年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分に関する意見の
申し出について

別紙のとおり、令和3年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和3年2月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和3年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分に関して、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

議案第6号

海老名市奨学金条例の一部改正に関する意見の申し出について

別紙のとおり、海老名市奨学金条例の一部改正に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和3年2月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学金条例の一部改正に関して、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

議案第7号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に関する意見の申し出について

別紙のとおり、海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和3年2月15日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に関して、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため

